平成２８年（フ）第３０号
山形県南陽市赤湯3005番地
破産者　須藤　恭子
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１７８号
富山市珠泉東町100番地65
破産者　寺本　龍昭
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１００号
富山県南砺市法林寺581番地２
破産者　近川千惠子
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２０２号
愛知県豊明市西川町長田８番地11、従前の住所名古屋市緑区水広２丁目203番地　サウスフェザント201号
破産者　山本　貴之
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０６号
名古屋市名東区一社２丁目41番地の１　光寿マンション405号
破産者　松井　幹夫
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８９号
愛知県瀬戸市品野町４丁目409番地の１
破産者　高橋　正子
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目７番５－２号
破産者　牡丹幸智子
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３１５号
大阪府東大阪市衣摺３丁目７番21号、開始決定時大阪府東大阪市柏田本町12番30号
破産者　飯田　哲也
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３６７号
大阪市大正区三軒家東５丁目10番９―202号
破産者　川越　正照
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６９２号
大阪府枚方市招提南町３丁目17番７―202号、前住所大阪市東成区大今里西２丁目17番10―506号
破産者　松井　恵美
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８７３号
大阪市平野区平野元町３番22号　第２夕張マンション406
破産者　石丸　知央
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０４７号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目４番地（D25―205）
破産者　山田　広美
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５１２号
大阪府池田市東山町483番地
破産者　本多　成介
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６６６号
大阪府東大阪市吉田下島22番４―206号
破産者　今井　**隆**雄
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３号
大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目1369番地の２
破産者　多田　亘孝
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
大阪府松原市北新町６丁目70番地の６（105号）、開始決定時の住所大阪府松原市南新町１丁目７番22号
破産者　あたご笑こと　仲本　一恵
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３５５号
大阪府河内長野市美加の台１丁目40番１号　美加の台南海アーバンコンフォート弐番館408号、開始決定時の住所大阪府河内長野市美加の台２丁目31番１号
破産者　藤本ひとみ
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４３７号
大阪府羽曳野市東阪田462番地の５、前住所大阪市平野区長吉出戸３丁目１番41号
破産者　鎌田塗装こと　鎌田　貴則
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４３８号
大阪府羽曳野市東阪田462番地の５、前住所大阪市平野区長吉出戸３丁目１番41号
破産者　鎌田ゆみ子
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係